

令和6年（2024年）度行政評価シート【個表】

令和 6 年 6 月 21 日

評価対象事業		評価者	都市景観課 若林 篤	
都景-04	都市景観形成事業	☒ 自治事務	主管課	都市景観課
		☐ 法定受託事務	関連課	
総合計画上の位置付け	分野	3-(2) 都市景観	施策の方針	3-(2)-①良好な都市景観の形成

1 事業の目的

対象	市民等
意図	景観法の活用により、開発行為や建築行為等に対する景観誘導、市民・事業者への普及・啓発・支援、行政の先導的な都市景観形成事業の推進を図るため。
効果	古都としての風格を基調とし、地域の特性を生かした都市景観を守り、つくり、育てることにより、潤いと安らぎのある快適なまちづくりを図る。

2 令和5年(2023年)度を実施した事業の概要

・古都としての風格ある都市景観形成を推進するための調査や助成などを行った。 ・景観計画、景観地区等による良好な景観の形成を推進した。 ・屋外広告物について、鎌倉市屋外広告物条例に基づく適正な規制・誘導を行った。 ・景観上重要な建築物等の保存活用を図った。	
--	--

3 事業を構成する事務事業(最小事業)実績

枝番号	事務事業	実施した主な事業 (主な経費等)	指標(単位)	令和5年度		令和6年度	達成度
				指標(実績値/目標値)		指標(目標値)	
				事業費(決算/当初)(千円)		予算額(千円)	
01	景観形成事業	委員報酬、謝礼、会議録作成、違反広告物除却	屋外広告物条例の認知度:市民アンケート調査(%)	48.7 / 55.0		60.0	88.5%
				1,884 / 2,511		1,978	
02	景観重要建築物等保存活用事業	助成金、指定プレート製作	年度別景観重要建築物等指定件数(件)	0 / 1.0		1.0	0.0%
				2,300 / 3,988		3,407	
03	旧村上邸管理運営事業	各所修繕、庭園等管理	—	— / —		—	
				1,911 / 2,000		1,300	
04	寄附等積立事業	旧村上邸貸家料、寄附等積立金、利子積立金	—	— / —		—	
				30,992 / 18,224		9,780	
		財源内訳	国県支出金	/			
			地方債	/			
			その他特定財源	34,162 / 20,225		12,783	
			一般財源	2,925 / 6,498		3,682	
		事業費の合計(千円)		37,087 / 26,723		16,465	
		人件費(千円)			31,824	42,245	

4 この事業に関わる職員数(毎年度4月1日時点)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
正規職員等	5.0	5.6	4.3	4.0	5.0	
会計年度任用職員	0.0	1.0	1.0	1.0	2.0	

5 評価結果

(1) 最小事業評価

枝番号	事務事業	指標分析の推移、目標未達の理由	上位施策にどう寄与したか、構成する事業としての妥当性	事業実施上の課題、改善点
01	景観形成事業	概ね目標どおり達成されている。	景観法等の規定に基づく適正な規制・誘導により、第4期基本計画「良好な都市景観の形成」に寄与した。	鎌倉らしい都市景観を形成する質の高い屋外広告物の誘導等、屋外広告物を活用したまちづくりの展開。
02	景観重要建築物等保存活用事業	景観重要建築物等への指定候補建築物が2件あり、2件共に指定に向け所有者と協議中である。	景観重要建築物等の保存により、第4期基本計画「良好な都市景観の形成」に寄与した。	所有者の高齢化・相続等起因する景観重要建築物の売却・解体による都市景観の消失。
03	旧村上邸管理運営事業	施設管理に要する経費のため、指標設定になじまない。	同上	建物の老朽化。
04	寄附等積立事業	寄附金等を景観重要建造物等保全基金へ積み立てる経費のため、指標設定になじまない。	同上	特になし。

(2) 視点別評価

効率性	事業費の削減余地はないか		1 事業費の削減余地はない
	事業の外部化(民営化・業務委託等)はできないか		1 実施済み
	関連・類似する事業の統合はできないか		3 統合できる事業はない
妥当性	各事業の実施に対する市民ニーズはあるか		1 市民ニーズは変わらずにある
	民間によるサービスで代替できる事業はないか		1 民間によるサービスで代替できる事業がある
有効性	事業の上位施策に向けた貢献度はどうか		1 目的達成のために適切な手段(最小事業)である
公平性	受益者負担は公正・公平か	△.負担未導入	△-3 受益者が特定できないため、受益者負担を求めることができない
協働	市民等と協働して事業を展開しているか	○.協働実施済	○-1 市民等と協働して事業を実施しているが、協働のあり方等の見直しが必要な事業がある
			協働実施済の場合のパートナー 違反屋外広告物除却協力員

(3) 総合評価 ※最小事業評価を踏まえて、今年度以降の取組方針等を記載する

【今後の方針】	☐ 拡充	☐ 改善・変更	☒ 現状維持	☐ 縮小	☐ 休止・廃止
鎌倉市屋外広告物条例の運用により、適正かつきめ細やかな屋外広告物の規制・誘導に努め、鎌倉らしい都市景観を創出する。 景観法等の規定に基づく適正な規制・誘導は概ね計画通り達成されているが、令和5年度に実施した景観計画の中間評価を踏まえ、地区ごとの特性を生かしたまちづくりや景観資源の保全創出の取り組みを進めていく。					

【参考】

◎事業実施に係る主な指標

指標(単位)	市内の屋外広告物に一定の制限があることを知っている市民の割合(市民アンケート調査)						単位	%
指標設定理由	年次	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
屋外広告物の適正な規制・誘導は、良好な都市景観形成の推進に資するため。	目標値	50	50	55	55	60	60	
	実績値	-	49.1	47.7	48.7			
	達成率	-	98.2%	86.7%	88.5%			

指標(単位)	年度別景観重要建築物等指定件数						単位	件
指標設定理由	年次	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
鎌倉らしい古都としての風格ある都市景観の創出に資するため。	目標値	1	1	1	1	1	1	
	実績値	1	1	0	0			
	達成率	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%			

◎他市比較・ベンチマーク(県内外自治体など他自治体や民間団体との比較値)

比較事項	景観地区の指定面積・地区数							
団体名	鎌倉市	藤沢市						
他市実績	232.0ha	63.1ha						
	2地区	2地区						

当該事業実施に伴う 他市比較に関する考え方	景観地区とは、建築物の形態意匠の制限のほか、建築物の高さの最高限度、敷地面積の最低限度等について都市計画決定するものであり、全国で33市区町56地区が指定されている(鎌倉市では敷地面積の最低限度は定めていない)。関東では、鎌倉市2地区のほか、藤沢市2地区及び東京都葛飾区1地区、江戸川区4地区の計9地区が指定されている。
--------------------------	--